

「別 記」

令和元年村上市条例第 号

村上市議会基本条例の一部を改正する条例

村上市議会基本条例（平成23年村上市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「。以下「法」という。」を削る。

第22条に次の1項を加える。

- 2 議員は、市から活動や運営の全てに対して補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員発議第 号 村上市議会基本条例（平成23年村上市条例第41号）新旧対照表

新	旧
<p>(議長の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求するものとする。</p> <p>(議員の政治倫理)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 議員は、<u>市から活動や運営の全てに対して補助金及び助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。</u></p>	<p>(議長の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求するものとする。</p> <p>(議員の政治倫理)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(追加)</p>